

2007年8月28日

各部長

町田市長 石 阪 丈 一

平成20年度(2008年度)予算編成方針について(通達)

平成20年度の予算編成にあたっては、現在策定中の「中期経営計画」の確定を前提に、本方針に基づいて、各部内で十分に議論を尽くした上で編成されたい。

記

1 前提条件

(1) 中期経営計画の具体化

中期経営計画は、町田市の目指す都市像と行政経営改革の基本方針を踏まえ、平成19年度から5年間の中期的な見通しのもとに、戦略的に展開すべき重点事業や改革項目を示すものである。

この中期経営計画は、9月1日に原案を公表し、10月の計画確定に向けて市民意見を募集することとしている。各部署は、中期経営計画を具体化し、推進する使命と責任を担っていることを認識すること。

(2) 中期財政見通し

中期経営計画では、計画期間中の平成19年度から平成23年度までの財政見通しを明らかにしているが、5年間で50億円の収支不足が見込まれ、大変厳しい財政状況となっている。この収支不足額への対応として、市税徴収率の向上、経常経費の縮減、人件費の縮減の取り組みを掲げ、縮減目標を示している。中期経営計画に掲げた重点事業を着実に推進するためには、これらの取り組みは必要不可欠なものとなるので、各部において積極的に取り組むこと。

(3) 平成20年度の財政見通し

平成20年度の財政見通しでは、歳入においては、市たばこ税を除く全ての市税について増を見込むなど、市税全体としては平成19年度予算計上額を約14億円上回る701億円を見込んでいる。一方、地方特例交付金の中の特別交付金や地方交付税の中の特別交付税については、大幅な減を見込んでいる。また、歳出においては、児童手当や保育所運営費などの扶助費、老人保健医療事業会計や介護保険事業会計への繰出金等が大きく増加しており、このような歳出・歳入見通しから平成20年度では

18億円の収支不足が見込まれている。

このような状況の中で、中期経営計画に掲げた重点事業を着実に推進するためには、収支不足の解消に加え、重点事業に振り向ける財源を更に捻出しなければならない。

## 2 基本方針

- (1) 平成20年度の予算編成における重点施策は、中期経営計画に戦略目標として定めた4つの都市像《市民協働のまち、環境先進都市、子育て・保健福祉のまち、商業・文化芸術都市》の実現を目指すための施策とする。
- (2) 中期経営計画に定めた4つの行政経営改革基本方針《透明性の高い行政運営の実現、効率的・効果的に市民ニーズに応えられる行政運営の実現、人と組織の能力の向上、持続可能な財政の確立》に基づき、事業の見直しを進める。
- (3) 各事業は、年間総合予算として編成し、補正予算は原則として制度改正などの必要最小限のものに限定する。
- (4) 義務的な扶助費等を除いた経常事業について、一般財源枠配分方式とする。各部への一般財源枠配分額は、過年度の決算額を基準として算定するものとする。
- (5) 各部の創意工夫による経費節減や財源確保の取組を評価し、一定額を一般財源枠配分額に加算するインセンティブ予算方式を昨年度に継続して実施する。

## 3 実行方針

- (1) 中期経営計画の具体化に向けた予算編成とするため、中期経営計画の重点事業、改革項目のうち、当該部の所管になっているものについて、次の点を整理し、予算案に反映させること。
  - 計画期間中における実施工程（年度別）
  - 計画初年度となる平成19年度の実施状況と見通し
  - 平成20年度における実施プラン
- (2) 平成20年度の「部長の仕事目標」の作成を想定し、次の作業を行った上、その結果を予算案に反映させること。
  - 平成19年度「部長の仕事目標」の目標・取組項目の達成状況と次年度に向けた課題を明確にする。
  - 平成20年度において、部が取り組むべき事項を重点化する。
- (3) 各部長は、「中期経営計画」及び「部長の仕事目標」等を踏まえ、「平成20年度予算原案の基本的な考え方（調書）」を作成することを意識して、予算編成作業に取り組むこと。
  - なお、11月中旬に予定している「市長・副市長説明」の際には、この調書を基

に各部長から説明を受ける予定である。

- (4) 事業費の見積りにあたっては、単に経費の一律削減等による事業費の圧縮のみにとどまることなく、事業目的や成果目標に合わせて、既存事業を根本から見直し、事業の廃止、縮小、統合を徹底的に進めること。

特に、所期の目的が達成された事業、民間で対応可能な事業、事業開始後長年経過している事業、費用対効果の低い事業等については、廃止、再構築を前提に、重点的に徹底した見直しを行うこと。

- (5) 限られた財源を真に必要な事業に重点配分するため、事業の優先順位付けを行い、効率的に事業採択を行うこと。その際、行政関与の必要性が高く、より緊急性が高い事業、より費用対効果の高い事業を優先順位の上位とすること。

- (6) 扶助費については、事業手法や給付水準等の見直し、検討を行った上で、対象者や扶助額について徹底した精査を行い、漫然と予算の肥大化を招くことのないよう、適正な制度運用を行うこと。

特に、市の単独事業については、制度そのものの継続の合理性等を必ず整理の上、必要に応じ制度改正を積極的に検討すること。

- (7) 施設等の建設にあたっては、基本計画の段階から、周辺との調和をはじめ、機能面、維持管理面に配慮すること。また、国・都の補助基準単価や、後年度の維持管理経費に留意し、経済性について十分検討を行うこと。

なお、施設等の修繕についても、一時に多大な費用を要することのないよう計画的に行うこと。

- (8) 各種補助金については、時代状況の変化を踏まえた必要性の検証や費用対効果、補助率の適正化などの観点から、個々の事業ごとに十分に精査・検証し、徹底的に見直すこと。また、補助団体については、安易に補助金等に依存することなく、自主性・自立性を図ることを目標に、適切な指導・監督を行うこと。

- (9) 歳入の見積りにあたっては、財源を的確に把握し、更なる収入の確保を図ること。

(ア) 市税については、引き続き徴税努力を傾注すること。

(イ) 使用料及び手数料、負担金等については、改めてその水準が適正であるかどうかを再検討し、負担の公平性確保の観点と受益者負担の原則に立って適正化を図ること。また、無料施設の有料化や広告掲載による収入についても積極的に検討し、推進すること。

なお、制度上、負担金等の徴収が可能なものや、実費負担を求めることができるものについては、改めて精査し、もれなく徴収すること。

(ウ) 財産収入については、未利用市有地の売却をこれまで以上に進めること。また、貸付による有効活用を図り、収入の確保に努めること。

(10) 国・都の補助事業については、予算編成の動向に留意し、補助対象となるものは漏れのないように補助要望すること。また、補助制度の変更等に的確に対応すること。さらに、補助事業であることを理由に安易に事業採択を行い、結果として多額の一般財源の持ち出しを招かぬよう留意すること。

なお、補助の打ち切り、負担・補助割合の変更等があった場合は、市において肩代わり負担はしないものとする。

(11) 特別会計については、一般会計に準じて予算編成するものとし、厳しく節減に努めること。

また、財源を安易に一般会計に依存することなく、国・都補助金の獲得、自主財源の確保に努力し、より効率的な運用に努めること。